

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 9 月 6 日
【会社名】	明治機械株式会社
【英訳名】	Meiji Machine Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 河野 猛
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田多町二丁目 2 番地22
【電話番号】	0 3 - 5 2 9 5 - 3 5 1 1 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 高工 弘
【最寄りの連絡場所】	栃木県足利市鹿島町1115番地 (足利工場)
【電話番号】	0 2 8 4 - 6 2 - 1 3 2 1 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務部部长 山口 昌廣
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年7月2日付で、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出しておりますが、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

2 報告内容

- (5) 資本金の額の減少及び剰余金の処分の決議の効力の不発生の追加

3【訂正箇所】

訂正箇所には下線_____を付して表示しています。

(訂正前)

記載なし

(訂正後)

(5) 資本金の額の減少及び剰余金の処分の決議の効力の不発生

平成25年6月27日開催の当社第138回定時株主総会におきまして、「資本金の額の減少の件」及び「剰余金の処分の件」を付議し、当該議案は承認可決されましたが、手続の瑕疵により資本金の額の減少の効力が発生せず、またこれに伴い剰余金の処分における欠損補填も行えないこととなりました。

以上